●●自治会規約

制定　〇〇年〇月〇日

最近改正　〇〇年〇月〇日

第１章　総　則

（名称及び事務所）

第１条　本会は●●自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を寝屋川市●●町●番●号に置く。

※「集会所」を所有している場合はその住所を記載

　集会所がない場合は「事務所を本会の会長宅に置く」とすることも可能

（区域）

第２条　本会の区域は、寝屋川市●●町●番●号から〇番〇号までの区域とする。

※　区域の住所が複雑になる場合は、「別表に定める区域」とし、表形式でまとめ、必要に応じて住宅地図にて範囲指定することも可能

（会員）

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する世帯（及び事業所）をもって構成する。

※「及び事業所」は必要に応じて記載

２　本会へ入会又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

４　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

　⑴　第２条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　⑵　本人又はその代理人から第２項に定める退会の届出があった場合

５　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会を形成することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　会員相互の親睦に関すること

　⑵　清掃、美化等の環境整備に関すること

　⑶　防災、防犯に関すること

　⑷　会員相互の連絡、広報に関すること

　⑸　集会所の維持管理に関すること

　⑹　行政との連絡調整に関すること

　⑺　各種団体との連絡調整に関すること

　※　必要に応じて、追加又は削除

　　　第２章　役　員

（役員）

第６条　本会に、次の役員を置く。

　⑴　会長　１人

　⑵　副会長　●人

　⑶　事務局長　●人

　⑷　会計　●人

　⑸　会計監査　●人

　※　会計監査については、複数人置くことが望ましい。

（役員の選任）

第７条　会長、副会長、事務局長、会計及び会計監査は、総会において、会員の中から選任する。

２　会計監査は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることができない。

（役員の職務）

第８条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　事務局長は、本会の庶務を総括する。

４　会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

５　会計監査は、本会の財務に関する事務の執行について監査し、毎年度定期総会に報告する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は●年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　　　第３章　総　会

（総会の構成）

第10条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第11条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年１回会長が招集する。

３　臨時総会は、役員会において総会開催の議決があったとき又は全会員の３分の１以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

※　人数は３分の１が目安

（総会の審議事項）

第12条　総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

　⑴　事業計画及び事業報告に関する事項

　⑵　予算、決算に関する事項

　⑶　役員の選任及び解任に関する事項

　⑷　規約の変更に関する事項

　⑸　その他会の重要事項

　　　ただし、第５号の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会　　　で承認を受ける。

　　※　ただし書きについては、必要に応じて記載

（議長）

第13条　総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第14条　総会は、会員総数の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

※　人数は２分の１以上が目安

（総会の議決）

第15条　総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　自然災害の発生や感染症の流行、その他総会を開催することができないやむを得ない事情がある場合は、書面又は電磁的方法により、会員の過半数をもって、総会の議決事項を決議することができる。

３　前項の規定による決議があった場合は、遅滞なく、会員に結果の報告を行わなければならない。

（総会の議事録）

第16条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとする。

　⑴　日時及び場所

　⑵　会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）

　⑶　審議事項及び議決事項

　⑷　議事の経過の概要及びその結果

２　議事録には、総会に出席した会員のうち、２人以上の署名をしなければならない。

　　　第４章　役員会

（役員会の構成）

第17条　役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

（役員会の招集）

第18条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第19条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

　⑴　総会に付議すべき事項

　⑵　総会で決定した事項の執行に関する事項

　⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　　　第５章　会計及び資産

　　　※　資産に関しては、必要に応じて規定（認可地縁団体となる場合は必要）

（経費）

第20条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会費）

第21条　本会の会費は、１世帯あたり月額●円とする。

※「月額」でなく「年額」で定めてもよい

（資産の管理）

第22条　本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の決議により定める。

※　資産は不動産・現金・預金などを想定

（会計年度）

第22条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

　　　第６章　雑　則

（委任）

第23条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、会長が定める。

　　　附　則

この規約は、●●年●月●日から施行する。